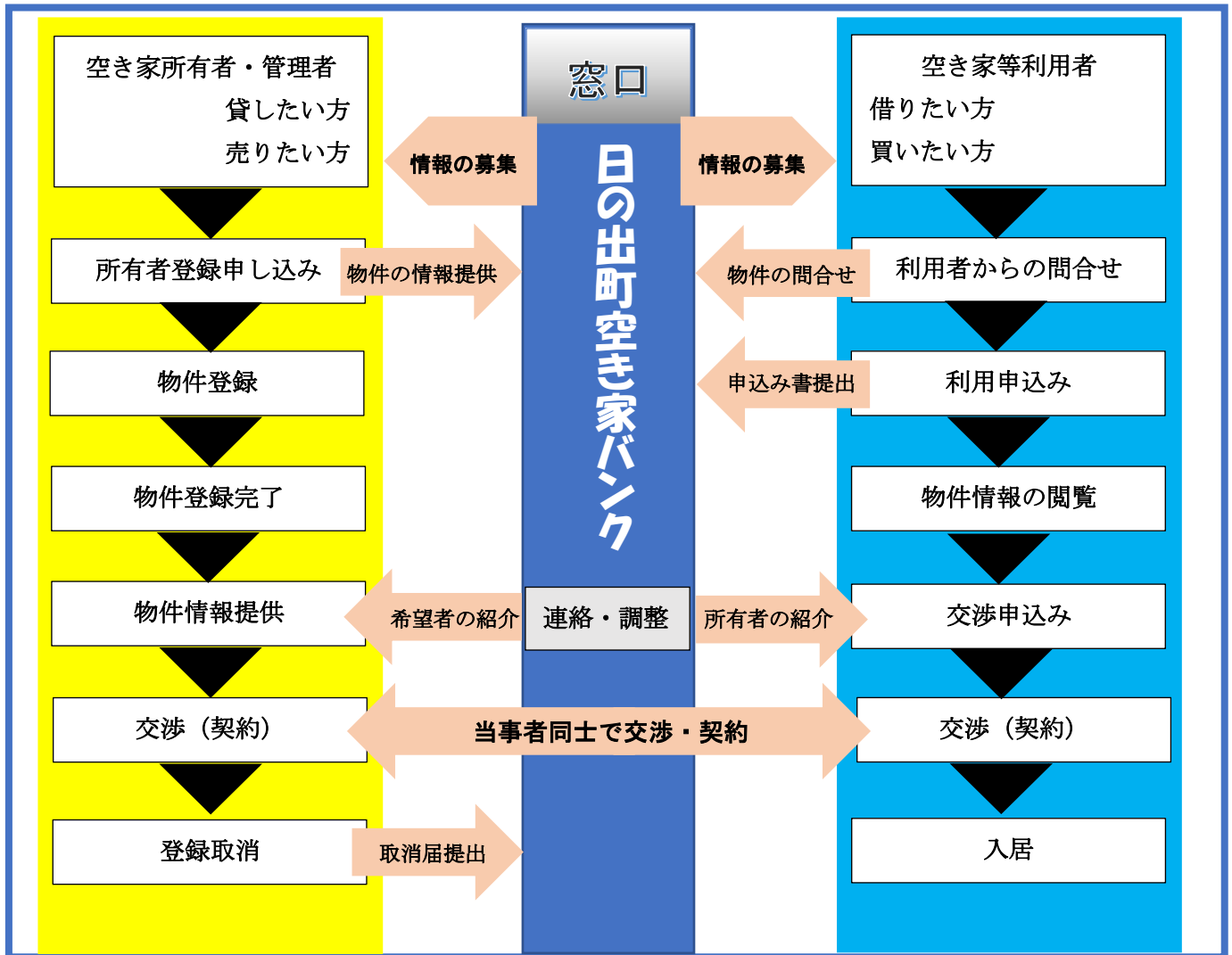


## 日の出町空き家バンクを実施します



### 【申請にあたっての注意事項】

※日の出町では、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空き家所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。交渉、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間での解決をお願いいたします。

### 【空き家バンク登録物件の補助制度について】

#### 日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付

空き家の利活用、若い世代が移住・定住することを目的として、空き家バンクに登録する方へ家財道具等の整理、空き家バンクに登録した物件に移住・定住する方改修工事代等に関する経費を一部補助する。

・改修工事に要した費用、家財道具片付け等に要した費用の2分の1（上限50万円）

【お問い合わせ先】 〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地  
 まちづくり課 住宅・交通政策係 TEL 042-588-5114（直通）  
 Eメール [jutaku-kotsu@town.hinode.tokyo.jp](mailto:jutaku-kotsu@town.hinode.tokyo.jp)